

昭和三十三年法律第十七号

(婦人補導院法)

第一条 婦人補導院は、売春防止法(昭和三十一
年法律第二百十八号)第十七条の規定により補導

処分に付された者を収容して、これを更生させ
るために必要な補導を行う施設とする。

2 婦人補導院は、国立とする。

(補導)

第二条 婦人補導院で行う補導は、規律ある生活
のものとし、在院者を社会生活に適応させるため
に必要な生活指導及び職業の補導を行い、並び
にその更生の妨げとなる心身の障害に対する医
療を行うものとする。

第三条 在院者に対する生活指導は、相談、助言その
他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚さ
せ、家事その他の基礎的教養を受け、その情操

を豊かにさせるとともに、在院者が勤労の精神
を身につけ、その他自主立的精神を得する

よう、これを指導するものとする。

3 補導は、在院者の個性、心身の状況、家庭そ
の他の環境等を考慮して、その者に最もふさわ
しい方法で行わなければならぬ。

(分類処遇)

第四条 在院者の処遇は、本人の性格、医療の要
否その他法務省令で定める基準により、在院者
を適当な級に分類して行うものとする。

(賞与金)

第五条 在院者が自己の収支
において労作をすることを願い出たときは、こ
れを行わせることができる。

(給養)

第六条 在院者には、婦人にふさわしい一定の被
服及び寝具を貸しし、並びに糧食及び飲料を給
与する。

(健康診断)

第七条 婦人補導院の長は、婦人補導院の医師
に、入院時及びその後少くとも一箇月に一回、
在院者の健康診断を行わせるものとする。
前項の健康診断にあたつては、婦人補導院の
医師は、その診断に必要な限度において、採血
その他の医学的処置をとることができる。

(面会及び通信)

第八条 婦人補導院の長は、在院者の更生が妨げ
られ、又は婦人補導院の保安上の支障が生ずると
認めるときは、在院者の面会について、これを制
限し、又は禁止し、及び通信について、その

更生の妨げとなり、又は保安上の支障となる箇
所を削除することができる。

2 婦人補導院の長は、在院者の発受する通信に
よつてその更生が妨げられ、又は婦人補導院の
保安上の支障が生ずるおそれがあると認めるに足
りる相当の理由がある場合でなければ、当該通
信の内容を検査してはならない。

(臨時外出)

第九条 婦人補導院の長は、在院者に特別な理由
がある場合において、補導上支障がないとき
は、在院者を臨時に外出させることができる。

(懲戒)

第十条 婦人補導院の長は、在院者が善行をし、
その補導の成績を著しく向上し、又は一定の技
能を修得した場合には、法務省令の定めるこ
ろにより、賞を与えることができる。

(賞)

第十一条 婦人補導院の長は、在院者が婦人補導
院において遵守すべき事項に違反したときは、
次の各号に掲げる懲戒を行うことができる。

1 一 謙虚な訓戒をすること。

2 十日をこえない期間謹慎室で反省させるこ
と。

(保護具)

第十二条 婦人補導院の長は、在院者が暴行又は自殺をするおそれが
ある場合において、これを防止するためやむを
得ないときは、法務省令の定めるところによ
り、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受
けなければ行つてはならない。ただし、緊急を
要する状態にあつて、その許可を受けるいとま
のないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑止する
構造のものとし、その製式は、法務省令で定め
る。

(連戻し)

第十三条 在院者が逃走したときは、婦人補導院
の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを
連れ戻すことができる。婦人補導院の職員によ
る連れ戻しが困難である場合において、婦人補導
院の長から連れ戻しについて援助を求められた警
察官も、同様とする。

(在院者の逃走後四十八時間経過したとき
は、検察官は、連れ戻容状を発することが可
能)

第十四条 在院者の逃走後四十八時間経過したとき
は、前項の手当金のうち、死亡の場合の手当
金は、退院又は仮退院の際本人に支給する。

(領置)

第十五条 在院者が暴行又は自殺をするおそれが
ある場合において、これを防止するためやむを
得ないときは、法務省令の定めるところによ
り、保護具を使用することができる。

2 保護具の使用は、婦人補導院の長の許可を受
けなければ行つてはならない。ただし、緊急を
要する状態にあつて、その許可を受けるいとま
のないときは、この限りでない。

3 保護具は、被使用者の両手を腰部に抑止する
構造のものとし、その製式は、法務省令で定め
る。

(実地監査)

第十六条 在院者が逃走したときは、婦人補導院
の職員は、逃走後四十八時間内に限り、これを
連れ戻すことができる。婦人補導院の職員によ
る連れ戻しが困難である場合において、婦人補導
院の長から連れ戻しについて援助を求められた警
察官も、同様とする。

(在院者の逃走後四十八時間経過したとき
は、検察官は、連れ戻容状を発することが可
能)

第十七条 在院者が逃走したときは、婦人補導院の長は、在院者が所持し、
又は在院者にあてて送付された金銭、被服その
他の物を領置して、これを安全に保管しなけれ
ばならない。ただし、保存の価値のない物又は
保管に適しない物は、この限りでない。

(子の保育)

2 前項ただし書に規定する物について、在院者
が相当の処分をしないときは、これを売却して
その代金を領置し、又は廃棄することができ
る。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
ることができる。

2 前項ただし書に規定する物について、在院者
が相当の処分をしないときは、これを売却して
その代金を領置し、又は廃棄することができ
る。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
ることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
ることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
ることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
ことができる。

あるときは、これを適當な保護者又は児童福祉
施設に引き渡すまでの間、婦人補導院内で保育
させることができる。

2 前項の子は、特に必要があると認めると
きは、満一歳に至った後も、その者に保育させ
させることができる。